

## 〔募集要領 8(1)(P.3) 関係〕

**「京橋川オープンカフェ（左岸）」出店者実績評価要領**

## (趣旨)

第1 この要領は、京橋川オープンカフェ（左岸）において、公共空間の適正な利活用を促進するため、出店契約締結後又は再契約締結後、2回目の更新による契約期間末日までに実施する出店者の評価について、必要な事項を定めるものとする。

## (評価の総括)

第2 出店者の評価は、「水の都ひろしま推進協議会」（以下「推進協議会」という。）が総括する。

## (出店者の評価の項目)

第3 出店者の評価は、次の各号に掲げる項目により行う。

(1) 周辺環境への配慮については、次の各項目による。

- ① 営業に伴う騒音、臭気等への配慮について
- ② 営業に伴い発生したゴミの処分について
- ③ 営業に伴う車両の駐車に対する配慮について

(2) 公共空間の適正な管理については、次の各項目による。

- ① 営業終了後の設置物の後片付けについて
- ② 営業時における一般利用の妨げについて
- ③ 営業による公園施設等の破損について
- ④ 店舗施設の維持管理が不十分なことによる第三者への危害について

(3) 改善努力については、次の項目による。

- ・前2号に関する指導を受けた後の改善努力について

## (出店者評価シート)

第4 出店者の評価に用いる出店者評価シートは別記様式のとおりとする。

## (評価の方法)

第5 出店者の評価は、減点法とし、推進協議会事務局が出店者評価シートに記入することにより行う。記入に当たっては、契約締結後又は再契約締結後、概ね3年間の指導及び改善の状況を踏まえて評価点を算出するものとし、評価点の合計により評価を行う。

2 推進協議会事務局は、各評価項目について、不適切な状態が認められ、それが出店者の営業に起因して生じたものであることを現地調査等により確認した場合、協議会に諮った上で文書により是正指導を行う。

3 推進協議会事務局は、前項のは是正指導を行った場合、出店者評価シートに記入し、評価点を算出する。

(評価の基準点)

第6 評価の基準点は、－3点とし、－4点に達した場合は、再契約を行わないものとする。

【設定の考え方】

周辺環境への配慮又は公共空間の適正な管理に関する口頭での指導に従わず、文書により是正指導を受け（－1点）、それでもなお是正せず、同内容について再度、文書により是正指導を受けた（－2点）場合の合計値を基準点とする。

(再契約)

第7 推進協議会事務局は、第5第1項の評価点の合計を推進協議会に報告する。

2 推進協議会は、前項の合計が第6の評価の基準点を下回らない場合には、継続して京橋川オープンカフェを営業することに支障がないものとして、次の期間の出店契約を締結する。

(庶務)

第8 出店者の評価に関する庶務は、推進協議会事務局が行う。

附則

この要領は、京橋川オープンカフェ（左岸）公募に係る営業開始日から施行する。

## 〔出店者評価シート〕

評価項目		チェック欄	配点	評価点
1. 周辺環境への配慮について	①営業に伴う騒音、臭気等について、配慮が不十分であった。		点 - 1	点
	②営業に伴い発生したゴミについて、処分が不適切であった。		- 1	
	③営業に伴う車両の駐車（食材搬入用等）について、配慮や対応が不十分であった。		- 1	
2. 公共空間の適正な管理について	①営業終了後の設置物の片付けが不十分であった。		- 1	
	②営業時、園路部分をふさぐなど、一般利用を妨げた。		- 1	
	③営業において公園施設等を破損させた。		- 1	
	④店舗施設の維持管理が不十分であり、飛散・脱落等により第三者に危害を与えた、又はそのおそれがあった。		- 1	
3. 改善努力について  上記1、2について文書指導を受けたにも関わらず、改善する努力がみられず、再度同じ内容について文書指導を受けるに至った。		2回目以降の指導件数(A)	配点(B) - 2	評価点(A)×(B)
合計				点

## 〔出店者評価シート記入の流れ〕

推進協議会事務局は、次の流れにより上記シートを記入する。

- 1) 上記評価項目に掲げる不適切な状態が認められた場合、現地調査等により、どういう状態か、またこの状態が出店者の営業に起因して生じたものであるか事実確認を行う。
- 2) 出店者の営業に起因したものである場合、出店者に対して、口頭で指導し、それでもなお是正しない場合は、文書（書式は協議会事務局により任意に定める。）により是正指導を行う。
- 3) 上記文書の発送後、速やかに本シートに記入する。各評価項目につき、1回目のは正指導の場合には、該当する評価項目（1①～③、2①～④）のチェック欄に✓マークを記入する。各評価項目につき、2回目以降のは正指導の場合には、評価項目3の件数欄に件数を加算し、記入する。
- 4) 評価点を算出する。